

## 第2回 全員協議会会議録

令和元年6月6日(木)  
委員会 議室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(15時10分)
- 2 協議事項
  - ①第3回議会運営委員会の結果報告について
  - ②宗谷本線活性化推進協議会について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(16時20分)

### ○出席議員(8名)

議長	8番	高橋秀之
副議長	7番	西澤裕之
議員	1番	富樫直敏
議員	2番	斎賀弘孝
議員	3番	植村敦
議員	4番	無量谷隆
議員	5番	岡本則夫
議員	6番	吉原哲男

### ○議会事務局出席者

事務局 長	藤田秀紀
主 事	満保希来

( 1 5 時 1 0 分 開 会 )

高橋議長

それでは、ただ今から、第2回の全員協議会を開催したいと思います。

まず、協議事項として、第1番目、第3回議会運営委員会の結果報告について、委員長の無量谷さんから報告をお願いします。

無量谷議会運営委員長

議会運営委員会の結果報告をいたします。

本日、午前10時13分から議会運営委員会を開催し、令和元年第4回幌延町議会定例会の開会日程等について、次のとおり決まりましたので、報告いたします。

議会日程は、招集日時 令和元年6月20日 月曜日 午前10時からといたします。

会期は、令和元年6月20日から24日までの5日間といたしたいと思います。

会議日は、6月20日とし、21日と24日は予備日とします。

議事日程は、別紙のとおりです。

審議方法ですが、諮問第1号と諮問第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」と、議案第3号から議案第5号までは、北海道内の市町村で組織する組合の規約変更であり、関連がありますので、それぞれ、一括議案とします。

一括議案を含む全ての議案について、提案理由説明、質疑、討論省略、簡易表決で行いたいと思います。

一般質問の通告期限は、6月10日 14時で締め切りしたいと思います。今までは、11時の締め切りでしたが、今後も14時の締め切りといたしたいと思います。

意見書の取扱いについて、『新たな過疎対策法の制定に関する意見書』の提出について、提案者は植村議員、賛成者は斎賀議員です。次にゆきとどいた教育をすすめるための意見書の提出について、『「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書』について、提案者は富樫議員、賛成者は西澤議員です。次に継続。『釧路孝仁会にの責任による35人以下学級の前進を求める意見書』『給食費の無償化を求める意見書』『特別支援学級の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書』です。不採択が、『辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について』と『国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めてほばすべき」との勧告の撤回を求める意見書』です。

その他、町民憲章の唱和については、前年どおり開議の前に唱和をしたいと思います。

クールビズについては、町が設定した期間、6月3日から9月30日まで、議会においても、町と同様に本会議及び各委員会等において、ノーネクタイ、ノー上着を実施いたします。

議案発送日は、平成30年6月6日本日に配付いたします。以上です。

高橋議長

何かご質問あれば、お受けいたします。

岡本議員

その他の(2) なんだけど、ノーネクタイ、クールビズっていうことだけど、これネクタイしてきたら駄目ということではないんですね。

高橋議長

ないです。

藤田議会事務局長

できれば、町長、他の職員もしていないので、ご協力いただきたいという内容です。

高橋議長

ほかに何かあれば。よろしいですか。では、次に行きます。

宗谷本線活性化推進協議会について、5月20日に士別で天塩川治水促進期成会定期総会、一般国道40号名寄稚内間整備促進期成会定期総会に併せて、宗谷本線活性化推進協議会の定期総会が行われ、私が出席してきました結果、宗谷本線では北海道と市町村合わせて2億円の負担をするってことは決まっていたんですけど、その中で道が7割の1億4000万、町村が3割の6000万を負担すると。8路線合せて6000万を負担するという事に決まり、宗谷本線活性化協議会におきましては、負担を了承したということです。

中身的な金額については道が公表するんで、そこでは公表されませんでした。多分、今6月の定例会やっているんですけど、そこで出ていないところを見ると、どこか途中で補正考えているか、9月の定例前に道で発表すると思います。そこが出ない限り、もしも500万としたらその中の500万を町村で振り分ける、その数字は道が発表するまで分からないということです。だけど、一応負担をすることにはみんな賛成しています。石北線と根室線ともう1つ、8路線の内4路線は賛成したということで新聞に出て、皆さんもわかっていると思います。

その辺までしか私も分からないんで、報告っていつでもここまでしかできません。

吉原議員

8路線で2億円。そしたら、宗谷には何ぼ来るか分からないと。

高橋議長

全部で2億円なんで、8路線の自治体で負担するのはその内の3割の6000万です。

吉原議員

そしたら、この宗谷本線に関連する自治体っていうのは、何ぼあるの。

高橋議長

26。

吉原議員

宗谷本線だけでそんなにあるの。

高橋議長

沿線もあるので。離れていても、猿払とか浜頓とか、島も入っているし、雄武だとかもずっと入ってて、沿線、稚内から旭川まで入れて12。その他、島など入れて26だったと。

あとは道が発表するまで、まだ4路線、まだやってないんで、その辺出てこないとちょっと。報告なんでこれしか、質問を受けてもしゃべれないんでよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、3のその他っていうことで。

西澤議員

5月28日に東京の国際フォーラムで、全国の町村議会議長・副議長の研修会に行っていました。

これからの町村議会を考えるというふうに題して、冊子「町村議会議員の議員報酬のあり

方」の最終報告の執筆にかかわった山梨学院大学法学部教授の江藤俊昭氏と明治大学政治経済学部地域行政学科長・教授 牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部都市政策科学科・准教授 長野 基氏がパネルディスカッションを行っております。

昨日の宗谷管内の、全道の議長会の事務局長がおっしゃったように、期待していたけれども、期待に沿っていないというのが実感だったというのが、本当そのとおりかなと思います。結局、答えがなかったのです。今まで言われたとおり首長の3割ぐらいが議員の報酬としてというのが、吉原議員もよくおっしゃってましたけれども、それだけじゃ足りないということで、ここ最近では議員の活動日数がどれぐらいなのかというところで首長と比較をしてというのが、その議員報酬のあり方の所にも載ってたんですけど、それでもそれが答えではないという話なので、結局は各自治体条例で定めてくださいということになっているので。それは住民とよく話し合っただけで住民の合意形成をもとに、定数にしても議員報酬にしても、考えて決定していくのが必要でしょうということで、答えは無いというのが多分最終報告の答えかなというふうに私自身は考えて、聞いておりました。

あともう一つは町村議会の特別表彰として、3議会が表彰されていたんですけどもその内容も特に、何か特別なことやってるかって言ったらそんなことでもないもので、参照していただければというふうに思っています。以上です。

藤田事務局長

今回話し合っていたきたいのが、本年度の全道研修ありますけど、去年は全道研修終わった後に道の駅見てきましょうということで、当別見てきたんですけども、道路が通行止めになったということで、厚田に行けなかったというのがあった。

厚田はもう皆さんご覧になったかもしれないので、せっかく札幌行く機会があるので、その後何か、どこか途中寄って見てくるか、それとも早く帰ってくるか。その辺をちょっと皆さんで協議いただいて。

高橋議長

去年はあいにくの雨で、途中まで行ってUターンして名寄回りで、講習会にも出れなくて残念なことをしまして、今言ったように厚田とか道の駅も見る予定でしたが、1つだけ、当別だけということで。今年はどうしたらよろしいでしょうか。どこかを見て帰るか、真っ直ぐ帰ってくるか。

吉原議員

2日目は帰り足でしょ。何も無い。ですから、局長のほうでどこか良い所ないですか。もし良い所あったら、ちょっとぐらいは逆の方向に走ってもいいけれども、何か良い所あれば。

藤田事務局長

目的ですよ。例えば道の駅なら本当に厚田なんかすごく良いし、都市では珍しい旭川なんかでも道の駅やっていますから、参考にはなると思うんです。だから、何か目的でこういうものを持っていうのを言っていただければ。

吉原議員

帰り足で見るとすれば、例えば幌延でもワインやりたいという話あるから、どこか葡萄作っている所、浦臼かどこかあの辺にありましたよね。そんなのもいいし。

あとこっちの方で、北のほうで作ってるから、あそこらへんでどの程度霜おるとか、温度何度以上なかったら葡萄完熟しないのかとか、色々聞く事はあると思う。

藤田事務局長

葡萄を作っている所を見たいということですね。

高橋議長

その辺は局長に頼んで決めていただいて、それを見てくるということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしく申し上げます。

藤田事務局長

実は、4年に一度、道外視察行ってます。例年ですと改選期の次の年度に行ってます。

ちゃんと予算化するということになりますので、新年度予算の要求は11月から始まりますから、今後全員協議会でどこにどういう目的で、っていうのを皆さんに検討していただかないと。もう6月ですから。今日はこういう話題提供して、今後皆さんにどういう所というのを、それぞれ検討していただいて、次の集まる機会に意見を持ち寄って、最終的にはどこか、近郊であれば何か所か可能であると思いますが、目的と場所を。目的だけでも、あとは目的に合った適地を議会事務局で探してくれというならそれでもいいですけども、一応目的と場所さえ言ってくれば、あと肉付けとかは事務局でも出来ますので、その方向性だけ決めていただきたいというのが1点ございます。

吉原議員

次の時集まっているいろいろ協議するということになれば、次の定例会9月でしょう。

藤田事務局長

その前に、やるとすれば常任委員会ですから、まちづくり常任委員会なので、その目的だけで皆さんに集まっていたくというのは可能ですから。例えば1か月後に1回まちづくり常任委員会、町関係なく議員だけで開いて協議しましょうということであればそういうのもあるし。何回か、11月までには決めてもらわなければならないという、予算要求できなくなりますので。

高橋議長

ということなんで、どこか視察に行きたいという場所があれば、その時お聞きしますので、それぞれ考えてきていただければと思います。

他に。

西澤議員

岡本議員も立ち会い演説会の時に仰っていたんですけど、私も新聞で1人も一般質問を行わなかったということで幌延町が載ったということで、町民の方からもどうしたのということで、確かに恥ずかしいことなんだなということが1点と、ああいう批判の仕方もあるんだなということをちょっと感じました。

今までは鷺見議員が1回も欠かすことなく、まあ1回欠かしてああいうふうな新聞報道ということになったんですけども、やっぱりああいうことは無くすべきだなというふうに思っています。

勿論、それぞれがやりたいということで出ればいいんですけど、その確約もないので、順番ではないですけどある程度決めてですね、ただ、定例会で俺やるよというのは有りかなとは思いますが、ある程度ローテーションではないですけど決めておくという。そうじゃ

なくて、ゼロでもいいというご意見ですか。

吉原議員

それはやっぱり、この議運の時にやるなら、決めるのは遅いから、事前に次の定例会どうすると。やりたい人いるかと。誰かやってくれと。その時だってね、俺都合悪いっていう人いるから、絶対にね。だから最低1人はやるというような方向付けしていけばいいんじゃないの。

西澤議員

その方向付けが、私の考えだとローテーションだったんですけど。今みたいな考えをお持ちであれば、やっぱりローテーションが1番公平なのかなというふうに、私は思っているんです。

岡本議員

私は全く違う方向なのよね。議会議員としての自覚。今回の宗谷管内の事務局長の話と同じように、個々の資質の問題なのよ。これ順番決めてやっているんだったら、何の値もないのさ。自分がいかにして幌延町の議会議員として仕事をやるかっていうのは、1番大事な一般質問を、要するに1年に何回自分がやると決めて、自分の作業日程組んでくる筈なんだよ。俺はそういう考えなのさ。それを、6月の時には植村さんと富樫さんだよとか、そうやって決めたら1年間の間に1回一般質問をやるけど、後は何もしなくていいと。それが町民の求めていることなのか、というのが俺の考え方。

だから、それを決めるというのは、議会議員としてどういうものなのかなと、俺はそういう考え。

で、私広報の今度委員に仰せ付かってるんだけどね、私が今広報の4人で話したいことは、広報の最後のページに4年間の、毎回広げたら同じことが書かれている出席簿みたいなものを作るっていうのを承諾してもらいたいと。そのマス、名前を8人入れて、4年間分のマス作るんですよ。そしてこういうマス作っていった時に、ここに例えば6月定例会、例えば西澤議員質問しました。丸の付いている方は一般質問をされた方。無印の方は一般質問がない方ですという、4年間分のそういう出席簿みたいなものを作って出そうと思っている。そうすると町民は議会報が来た時に、1年経ったけどこの人まだ1回も一般質問やってないんだねと皆さんにあからさまにわかるような、そういうふうな議会報出せば、みんながそれ1つ目当でも議会報読んでくれるんです。そうでないと議会報なんてあってもなくてもいいようなものになっちゃうのさ。俺らの時には議会報って予算を組んでやってた。今から16年前。ところが、誰かにごまかされて、幌延広報の中に組み込まれちゃった。そんなことにまでなっちゃったんだからさ、それを思いおこすんじゃないけど、俺らが頑張ってるんなの改革してやるってなったらね、そっちのほうが必要じゃないかと思う。俺にしてみたら。そうすると皆さん議会報、議員の人方、どんな一生懸命やってるんだろうねという感心を持ったら、傍聴に来る人だって増えてくると思うよ。

西澤議員

今言われているのは、勿論それはそれとしていいですよ。で、私も私の考えの中で1年間に何回一般質問、最低はしなきゃっていう思いでいます。だけどそれが空白で、ゼロの定例会が出てしまった時にああいう批判だったりあったので、そこをどう解決するかといったときに、どうしましょうかというお話を今してるんですよ。

## 岡本議員

ゼロにはならない。ということは、今回の浜頓別の議員さんとも話ししてたら、うちは選んで、今回遠慮してもらえないか、次の回では駄目かというくらい、一般質問の受付が殺到するんだって、うちはそんな心配全然いらんだっていうんですよ。そういう議会のところもあるわけ。一番無様なのは礼文なのね。2年続けて無いんだから。15年16年か、16年17年か。そういうのがあって議員に出る人がいないだとかどうだと言ってるけど、そんなの全く逆だと思うんだ。俺はそういう考えだから。多分ね、俺は全部の回はやらないと思うけども、殆どやるかなっていう考え方。ということは、自分で事件をこしらえるというね、そういう考え方の中でのいるから。議会の活性化というのは、自分で事件をつくってこなければならぬという、俺はそういう感覚でいるから。そういう話を一般の人にしたら、事件って何って、警察が出てくる事件と間違っている人がいるけどね、それとは違うんだと。

## 高橋議長

今2人の意見、皆さん聞いていただいたと思うけど、この他に何かあれば。

## 植村議員

確かにああいう道新の書き方されると、1回もない定例会があったということは恥じてしまうので、それを防ぎたいという西澤副議長の考え方なんだと。日頃から町の懸案事項、こういうことあるよなとかああいうことあるよなという話を、全員協議会とか一般の中で話をしながら、今回これについて一般質問しないかとか何とか言って、俺書いてやってもいいぞとまで言ってもいいけどもさ、そういった振り分けの中で極力皆さんにやってもらおうという動き方をしていないと。今回はお前だ、今回はあんただということをやってしまうよりは、普段からの話し合いの中で幌延の町の問題を洗い出して、これはやっぱり一般質問でやるべきでないのかということをお前さんと話し合っておいて、そしてそれぞれ、同じ人でもいいからやってもらおうということのほうが良いのかなと。その話し合いが、なかなか時間がもてなくて出来ないという実態あるんだけど、それを極力やっつけていかなければならないなと。それをやることによって、個人個人の議員活動の中で住民とのいろんな情報収集も必要になってくると思うし、何とかそういう方向で出来ればなと。これは得手不得手あるんで、同じ人が何回もやってもいいんで、切らさないで一般質問をやるとなると、そういう方法しかないのかなという気はしてるけどね。

## 吉原議員

今の植村議員の意見に賛成。やっぱり、それぞれ得意分野があるんで。あんたずっとやれって言っても、同じ質問したって仕方ないことで、それぞれやっぱり得意分野を質問していくというような方法を考えていかなければならないし、順番にやっていくというののもいかなものかと。

それと、今岡本さんの話聞いてて、議会報の話だから私は関係ないけども、議会報として一般質問したのを載せるということも、ちょっといかなものかと。もしそういうふうにして町民に知らせたいというのであれば、岡本さんが自主的に出した、例えば岡本広報でもいいし何でもいい。昔、今野さんあたり出してましたよね。ああいう方法で町民に知らせるんならそれでもいいかもしれないが、議会報としてそれを載せるというのは、ちょっとまずいかなと、そんなふう感じたんです。

## 岡本議員

因みに局長、稚内の議会報って見た事ある。稚内市議会の。

稚内市議会はね昔、今どうかしらんが、稚内市の議会傍聴にまで行ったんだけど、その時に稚内市議会っていうのは、今でも道外から議会報を目的とした視察に来ているの、全道一なんだよ。議会報でもって有名になってしまって、あちこちから、何県からでも来ているというのが日刊宗谷、何回か載ってて読むんだよ。だから俺、稚内に行って議会報1冊、読ませてくださいって見てこようと思うんだけどね、昔はそういう出席簿あったの。委員会に出席しなければならない人達だとか、本会議だとか、全部そういうふうな形の、日報みたいなそういうやつが載ってたの。それがものすごい魅力を感じて、他の人方が勉強に来てるっていうのを聞いて、傍聴にも行ったことあるんだけどね。そうすると、議員が切磋琢磨する。一所懸命頑張ってる仕事するようになったと。

今はそこまでのことやってるかどうかわからないんだけど、去年も約60件を超える道外からだとか、道内も同じなんだけど、そういうところから視察に見えられている。議会報を勉強させてくれるっていう視察なんですよ。俺ももう1回見てみたいと思うんだけど、最近チャン스가なくて行ってない。

## 高橋議長

今、議会報のことなんで、これ情報推進常任委員会のほうで取り上げてもらって、そっこの委員会のほうで今岡本さんの言ってる、それは話し合っていていただいて、今回は一般質問のご意見があれば伺います。

3人の意見が出ているのでここで決めるか、6月はもう無理なんで、9月の定例にあわせてもう少し考えて結論を出すか。出せばいいんでないかと私は思うんですけど。

(「いいです。」の声あり)

それではまた9月の定例に向けて、その前に委員会か何か多分あると思うんで、そこでもう1回この一般質問に対しては皆さんに意見を聞いて決めていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

ありがとうございます。

休憩します。

(11時53分 休憩)

(11時56分 開議)

会議を再開します。他に。

## 富樫議員

ちょっと要望なんですけど常任委員会、本日も常任委員会あったんですけども、事前に議題提供を、議案の提出をお願い出来ないかっていうことなんですよ。

要するに、割と幌延の町政は委員会での協議がメインであるということがありますんで、出来るだけ資料の事前配布をお願いしたいということで。全員でやって、みなさんで合意していただければ幸いなんですけど。

## 藤田事務局長

実は、今回の常任委員会の資料揃ったのが昨日だったりというのがあって、そういう事前の配布っていうことであれば、何時までっていうことを、例えば極端な話、前の日でもい

いんですよね。だから、要は配布するっていうと、地区がばらばらですから郵送になるので、そしたら事務局のほうは例えば3日だとか4日ぐらい前に出してもらって、それからすぐ発送して、最低でも前の日までにはお手元に着くようにしてほしいと。

岡本議員

みんなファックス付いてる。

藤田事務局長

常任委員会の資料というと、すごく厚くなるから。案件だけなら1枚だけど、今回もそうだけど。資料全部欲しいということですよ。

富樫議員

出来れば目を通してもらって。

高橋議長

わかりました。

そういうことで、なるべく努力して、前の日までには届くようにと思います。

他になれば、これで休憩します。

(15時58分 休 憩)

(16時18分 開 議)

藤田事務局長

喫煙所の問題ですが、敷地内で出来ないという法律改正になってます。

詳しい法律が分からないので、総務課長に簡単な概要だけちょっと説明いただいて。お願いします。

藤井総務財政課長

資料で、1枚目は健康増進法の一部改正ということで、基本的な考え方1、2、3とございます。

基本的には1、望まない受動喫煙。次に、健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮。3つ目については施設の類型、場所ごとに対策を実施ということになってます。下のほうにはですね、国及び地方公共団体の責務等ということで、なるべくそういったことを配慮しなさいというようなことが健康増進法の一部改正の趣旨です。

めくってもらって次のページの、次の下のページです。この図に書いてあるほうがちょっとわかりやすいのかなと思うんですが、右下に3ページと書いてあるところなんです。

現状は吸えますよという左側の絵になってまして、法施行後については学校、病院、児童福祉施設等については、屋内禁煙とか室内禁煙とかになっている、いわゆる敷地内禁煙になっているんです。ですから、敷地内といえそこ敷地内ですよと括弧がある所は駄目ですよっていうことが、学校、病院、児童福祉施設等に課せられている法律であります。

ただ、ここのちょっと下の、事務所ですとか飲食店とかってあるんですが、一部ですね、屋内でも喫煙の専用室を設けていたり、加熱式たばこだったらこういう場合だったらいいよとかそういうようなことを謳われている。下のほうに行くと既存の飲食店、こっちは影響は実はあつたりするんです。

そういう意味では喫煙可能だとか、そういったものを明記、表示しなきゃいけないんです。たばこを吸ってもいいっていうのはステッカーですとか、ステッカーなのかプリントになるか分からないんですけども、そういう部分で表記しなきゃいけないということにな

っております。

資料全部を説明するつもりはないんですが、課題になってるのは公共施設はどうしようかというところが最大のポイントでして、最大のポイントの公共施設にはどこどこが入るんだっていうと、役場ですとか生涯学習センター、幌延町でいくと生涯学習センターだとかそういった部分。もう原則的には敷地内禁煙になると。原則的には。

ただ、条件がそろえばという条件の中に、三つ示されてまして、喫煙できる場所を区画していること。法令により指定された標識の掲示をすること。施設利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。というようなことが条件として課せられている。で、建物内については当然換気扇だとか、そういったものは設置しなさいよとあって、細くいうとなっているんですが、いわばその三つの条件が整えば、敷地内であっても、大丈夫ですってということも実は逃げ道としてはあると。

ただそれをですね、だからといってお金をかけて、例えば新しいスーパーハウスを買い、喫煙者のためにそういうものを整備するのかっていうふうになると、例えば、例えばですよ、役場だったらどうだろうとか、体育館だったらどうだろうっていうことをちょっといろいろ考えたとしたならば、体育館は正面側にスーパーハウスを置くと除雪の邪魔になりますよねってなると、そこに金をかけてわざわざ喫煙者のために、除雪の妨げになるようなものを本当に置くことが望ましいのかと。じゃあ生涯学習センターはどうなんだろうってなると、幌延だって今の体育館と同じように、どこに置くのという話になるということですね。問寒別も含めてなんです。今問寒別って、ちょっと記憶にあるかわかりませんが、同じ建物の中のステージみたいなところに、灰皿を置いてあるんですね。これは厳密にいうと建物内なので、ここは駄目。

で、3階のそこも建物内なので駄目。実は職員が吸っている役場の倉庫があるんですが、そこも、シャッター閉めている所も建物内なので駄目ということになると、じゃあどこで吸いましょうかっていう話になってくる。そういうところを総合的に判断をしながら決めるに当たって、まずはちょっと職員組合にもですね、職員のほうにも、職員組合側にこういう法律があって7月1日から施行しなきゃいけないんだけど、意見があったら、何かありませんかっていうことを今吸い上げてる最中です。当然、議員の皆さんについても、喫煙者もいらっしやいますし、トータルで総合的に見たときに、どうでしょうかっていうご意見も伺いたいということで、この場を設けさせていただいたという内容になります。

説明としてみれば以上なので、後はすいません、お願いします。

高橋議長

と、ということなんですが、何かご質問あれば。

吉原議員

やっぱり喫煙者としてみれば、私たちはきちんと守れっていうことは守ります。従って、その決められた所で吸えと言われれば吸います。ですから、やはりこれは嗜好品の問題ですからね。ですからやっぱり好き嫌いあって、好きな人はご飯食わなくても吸いたいわけだから、どうしても吸う所を作っていただくと、それしかない。方法は。

やっぱり国で認められてるもので、しかも国からたばこ消費税として2000万も幌延に返ってきてるわけだから、俺たち決して悪いことしてるわけでない。寧ろ、町に対して貢献してる。だからそのへんも加味して、スーパーハウスの1つぐらい作ってくださいや、とい

うのが本音。

それとやっぱり今回、宗谷管内の議員たちが集まったら、結構まだ喫煙者いるんですよ。幌延はいないけどもね、他の町村はいるんですよ。ですから、そういうところから来た時だって困ると思うから、やっぱりそれだけは何とか、1つぐらいは作ってほしいというのが、喫煙者の意見。

高橋議長

ほかにありませんか。

藤井総務財政課長

僕も喫煙者なのでという意味合いでは、吸える場所の確保も必要だなんていうふうにも実は思ってるところもあるんです。

ただ、今後おそらく喫煙というものが、どんどんどんどん狭くなっていくだろうと思いますし、値段も上がってくるだろうなということを考えた時に、止めるポイントはいつなんだっていうことを考えたりすると、本当に今回の7月1日なのか、それとも来年なのか3年後なのかっていうふうに、やっぱり考えなきゃいけないなっていうふうにも思ってます。正直。

もう一つですね、保健センター側で今健康増進計画を、今年度作らなけりゃいけないことになるので、当然喫煙についても明記されるはずなんですね。そういうことも考えながら、全てを、多分皆さんが納得するような回答にはならないにしても、そういうことも含めて検討していただいたほうがいいのかなっていうふうにも思っていたんで。

そこで私どもの、いわゆる庁舎管理をしている総務財政課だけで判断をしてしまうと、それもちょっと批判も浴びるし、肯定もされると思うし、両方あるなと思ったので、職員組合の職員側の意見、そして議会の皆さんの意見ということで、喫煙者、禁煙者、吸ってない方の意見も聞きたいなということなんです。

そういう意味では喫煙者の意見はわかりましたので。

高橋議長

後はないですか、意見は。いいですか。

富樫議員

課長の考えるとおりでいいんだけども、我々はね、たまにしか来ないからいいんだけど、結構職員の方、やっぱりストレス溜まるときに一服出来る所が必要だと思うし、保健センターの所長だって吸ってるわけだから。

藤井総務財政課長

もう1つ言わせていただければですね、今言ったように体育館どうするんだ、生涯学習センター、役場はこういうふうにできますって、もし代案があれば示すことができるかもしれませんが。ただ、体育館どうするんだ、若しくは生涯学習センターどうするんだ、間寒別出張所のあそこはどうするんだという話になったときに、私どもの立場として見れば、やっぱりトータルで見なきゃいけないなっていうところは当然あるのかなとも思ってます。

なので、そういう部分では悩みが絶えなかったもので、ちょっと相談めいた話になっているので、例えば間寒別出張所であれば、斎賀議員がどう感じられてるのかっていうのも含め、あと体育館として見れば、体育施設で健康増進をやってるはずなのに健康害するたばこ吸ってもいいのかっていう話もあるでしょうし、そういうものをちょっと広い視野で見ただけならなんと、意見もらえたらなとも思っています。

吉原議員

道路走ってて、道の駅か何かに停まったんですよね。そしたら、喫煙施設はあるんですよ。ところが、本体から随分離れた所に喫煙施設あるんですよ。そしたら雨の降った日、どうしようもないんですよ。そこまで行くうちに濡れちゃうんだもの。だからそういうことのないようにね、少しは配慮してもらわないとならないかと、あれ見てつくづく思った。

高橋議長

では問寒別を代表して、斎賀議員。

斎賀議員

やっぱりそういうふうに決まりがあるからやっても、隠れた場所で吸われて火事になっても困るから、やっぱりここで吸って下さいっていう場所作った方が地元の人も良いだろうし、役場見てみたらお客さんも来るんだから、やっぱりお客さんだって、吸いたくなるお客さんだっているんだから、その人のことも考えてやらないといけないから。

やっぱりきちんと吸う場所はここですよと、宣伝するようなものではないかもしれないけれども、吸う場所ここだとわかれば。

高橋議長

問寒別の施設は生涯学習センターだと思うんですけどそういう意見で、幌延、今聞く役場庁舎に関してはどこかに作っていただきたいという意見が多いみたいなので。

ただ、あと体育館と生涯学習センターをどうしたらいいかっていう意見があれば、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

吉原議員

生涯学習センターも不特定多数の人が来るんですよ。それで、今の喫煙室けっこういっぱいになる。それだけ吸ってる人いるんですよ。ああ、国際交流施設か。だからね、そうなると、学習センターはね、子供たちがいるから、あそこでは吸わないわね。やっぱり交流施設の喫煙室で吸う。で、やっぱり外にちょっと設けて欲しいかと。

西澤副議長

基本的には生涯学習センターに喫煙場所ってないので、国際交流施設じゃないですか。国際交流施設は方向としてはどっちなんですか。

公共施設は敷地内駄目になるじゃないですか。だけどあそこ、原子力機構が交付金を出しているから、その考え方です。

藤井総務財政課長

今方向性は聞いてないですが、恐らくですね、道議会の新聞報道もありまして、うちは行政機関じゃないっていう理屈。そういう理屈でいくと、もしかすると国際交流も行政機関じゃないっていう位置づけをされるかもしれないかなって今、お話を聞きながら思っていました。ただ、確かですね、担当の若い職員と喋った時には、撤去しなければならないかもねっていうようなことも言っていたので、方向が今どっちにいくかは確認とれてない状況です。そうなったときには本当に、教育委員会、いわゆる生涯学習センター側の敷地には当然設置が無理だから、国際交流施設側でなければ多分だめですよ。

でもそうなると、またちょっと話が複雑になるかなって今の予測です。

高橋議長

そういうことで、なかなか設置が難しいっていうのは多分本音だと思うんですけど、どう

なんでしょかね皆さん、他にご意見があればお聞きしますが、これはもう仕様が無いねって言うてしまうのか、どこかへ無理してでも作っていただくっていうのか、そのへんの結論を出してあげないと。

藤井総務財政課長

いや、方向性です。意見が聞きたいのと、もし役場で設置可能にするとしたらなんですが、今、代替案を持ってるからこれ言っちゃうと、もうそこにしろと言われる可能性あるから言いたくないけど、わざわざ物を持ってきてどこかに置くっていうことは、なるべく施設の景観上したくないっていうのが本音です。

そして区画が整備されていることとなれば、車庫でも区画が整備されている車庫が1カ所あるんです。というのは、車庫って普通はシャッター開ければ隣、隣、隣にあって、一連ごとに全部空間が一緒になってるんですが、元々洗車機があったところというのは、全部壁で仕切られてて1つの区画になっているんですよ。そこには多分、車庫のスペースがあるので、何人か入っても大丈夫かなと思いますし、換気扇も付けることも可能なんだろうけども、ただ、ただですよ、3階で本日のように会議、議会がありますってなると、議員の皆さんはたばこ吸いに、休憩時間が長くなるとか移動距離が長くなるとか、そういうご不便も当然出てくるということなので、いずれにしても役場で吸える環境にするにしても、1階のどこかの場所になるので移動距離は長くなりますよっていうことなんです。それだけ付け加えておきます。

岡本議員

課長ね、そこ囲わなきゃ駄目になってるの。下が吹き抜けになってる、上も吹き抜けっていうのは駄目なの。そこに何かの機械、排煙機械を付けなきゃ駄目なんだ。例えば体育館のね、上がってって1番左側のドアのあその所、ドアをガラス1枚取って入り口をつくってオープンにしておけば風通し良いから。ガラスも汚れないだろうし、天井もガラス入れないで壁だけにしておいたら、そういうのは駄目で、何か機械、排煙機だか何だかっていうやつを設置しないと駄目なんだ。建物の敷地はあっても。そのスペースはあっても。

吉原議員

結局その施設から、煙が外へ出ないようなものを置かなきゃならない。

藤井総務財政課長

厳密にいうとですよ、例えば旭川医科大学の病院の駐車場にいても、あそこは敷地内なので、たばこは車の中でも禁煙です。

ただ、それで注意をされたり、吸うなって叱られたりしてることは多分ないと思います。

それが良いのか悪いのかっていうと、やっぱり法律の趣旨から見ると駄目なことなんだろうという答えしかできなくて、そこまで強制的に、じゃあ役場の前に停まった車で吸っている方がいたら注意しますかっていっても、なかなか注意できないのかなという思いもありますし、それが体育館の駐車場で車の中で吸っている方がいても、多分注意できないかなと思います。

ただですね、今回、学校教育の、学校施設につきましては、敷地内、たとえ車の中でも吸うなというようなことで、4月1日からスタートするということですから、当然、医療機関、学校、いわゆる児童が集まる所についてはそういうような措置をするような動きが見えてます。なので学校の敷地に行って、その車の中で吸ったら、多分駄目ですよって注意をされる

可能性があるっていうような、肩身の狭い思いをしなければいけなくなると。

高橋議長

ということはもう、体育館と生涯学習センターは多分設置は難しいのかなっていうような気がするんですけど。

吉原議員

議会の考え方としては、皆さんいいですよというから、そういう所を設置して欲しいというのが、その意向を伝えてください。

藤井総務財政課長

皆様方のご意見は大変参考になりました。

その参考意見がそのまま通るかどうかは、大変申しわけございません、これから喧々諤々揉まさせていただきます。本日はどうも貴重なご意見ありがとうございます。

高橋議長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、これにて終わらせていただきます。

( 1 7 時 1 0 分 閉 会 )

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 事 満 保 希 来